

大船渡中学校生徒会選挙管理規定

総 則

第1条

この規定は、生徒会規則第5条により定める。

第2条

この規定は、会長、副会長、執行委員、応援委員長、専門委員長の選出について適用する。副応援委員長、部長会長は互選とする。

第3条

選挙権、被選挙権は、本校に在籍する全生徒に与えられる。

選挙管理委員会

第4条

第2条にある生徒会役員選挙を行うための機関として、選挙管理委員会を設置する。

第5条

選挙管理委員会は、次の人をもって構成する。

1. 委員は生徒会役員に立候補する資格がなく、1～3学年の各学級から1名ずつ選出する。
2. 委員会は互選により委員長1名、副委員長1名を置く。
3. 委員の任期は、原則1年とする。

第6条

選挙管理委員会は、次の仕事を行う。

1. 選挙期日の公示と日程の決定
2. 立候補届け出の受理と、それに関する一切の仕事
3. 立候補者の資格審査
4. 立会演説会の開催
5. 選挙ポスターの検閲と掲示場所の指定
6. 投票、開票に関すること
7. 選挙違反に関すること
8. 当選の確認と公表
9. その他選挙に関する一切の仕事

第7条

役員立候補者の資格は、次のいずれかにあてはまるものでなければならない。

1. 各学級において、学級の推薦を受けた者
2. 学年生徒会において、推薦を受けた者

第8条

選挙運動に関することを、次のように定める。

1. ポスターは、選挙管理委員会の定めにしたが、立候補者が作成する。
2. 作成したポスターは、必ず選挙管理委員会に届け出て、認印をもらう。その後、選挙管理委員会が定めた場所に掲示する。
3. 選挙演説は、選挙管理委員会に定められた時間に選挙活動を行う。
4. 立会演説会は、選挙管理委員会が主催する。

第9条

役員の選挙は、直接選挙とする。

投票・開票

第10条

各学級は、投票日前、選挙管理委員会の指示により、その学級の選挙人名簿選挙管理委員会に提出する。

第11条

すべての選挙は、有権者の過半数以上の投票をもって成立する、過半数にならない場合は再選挙を行う。

第12条

投票は、無記名・記号式とする。

第13条

投票は、選挙管理委員会が指定した場所で、選挙管理委員会の指導によって行う。

第14条

投票所の立会人は、選挙管理委員もしくは選挙管理委員会が委嘱した人とする。

第15条

開票は即日開票を原則とし、選挙管理委員会が行う。

第16条

役員の当選の可否は、有効投票中の得票の順位によって当選者を定める。信任投票については、有効投票中の過半数を得た人とする。

補 則

第17条

この規定の改正は選挙管理委員会が行い、全校委員会の議決を必要とする。

附 則 本規定は、令和7年9月2日より施行する。